

## 参考資料1

### 九州の東の玄関口としての拠点化戦略フォローアップ会議 設置要綱

#### (設置)

第1条 九州の東の玄関口としての拠点化戦略の着実な実行に向け、戦略の進捗管理を行うとともに、関係機関の意思統一を図るため、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略フォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 フォローアップ会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 九州の東の玄関口としての拠点化戦略の着実な実行に向けて、その進捗状況を管理し、助言等を行うこと
- (2) 九州の東の玄関口としての拠点化について、必要な助言等を行うこと

#### (構成)

第3条 フォローアップ会議は、交通、観光、物流、経済等に精通した県内外の有識者の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は令和7年3月31日までとする。

#### (役員)

第4条 フォローアップ会議に、次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1人
  - (2) 副委員長 1人
- 2 委員長は、フォローアップ会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 フォローアップ会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 フォローアップ会議の庶務は、企画振興部交通政策課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フォローアップ会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。